

ID: 51

担当部署: 高齢者福祉課

処分の概要	利用券の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市はり、きゅう、マッサージ等施設利用者助成規則 第6条		
例 規 番 号	平成17年規則第65号		
【基準】 第3条及び第6条の規定による。 (助成の対象) 第3条 施術に要する費用の助成(以下「助成」という。)を受けることができる者は、市の区域に居住し住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき市の住民基本台帳に記録されている70歳以上の者とする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる各法の適用を受ける施術については、助成の対象としない。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号) (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号) (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) (7) 生活保護法(昭和25年法律第144号) (8) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) (利用券) 第6条 施設を利用しようとする者は、旭市はり、きゅう、マッサージ等施設利用券交付申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、利用券を当該申請者に交付するものとする。 3 利用券は、汚損又は破損による交換のほか、再交付しない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 52

担当部署: 高齢者福祉課

処分の概要	施術者の登録		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市はり、きゅう、マッサージ等施設利用者助成規則 第7条第2項		
例 規 番 号	平成17年規則第65号		
【基準】 第7条の規定による。 (施術者の登録) 第7条 施術者としての登録を受けようとする者は、旭市はり、きゅう、マッサージ等施術者登録申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許証の写し (2) 施術所開設届済証明書の写し 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、施術者として登録し、旭市はり、きゅう、マッサージ等施術者登録証(第4号様式。以下「登録証」という。)を当該申請者に交付する。 3 施術者は、登録証を利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。 4 施術者は、第1項の申請事項に変更があったときは、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 65

担当部署: 高齢者福祉課

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市介護保険条例 第10条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第76号		
【基準】 第10条の規定による。 (保険料の徴収猶予) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があること。 2 前項の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条第2項第1号において同じ。) (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 徴収猶予を必要とする理由			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 66

担当部署: 高齢者福祉課

処分の概要	保険料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市介護保険条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第76号		
【基準】 第11条の規定による。 (保険料の減免) 第11条 市長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であつて、その程度が甚大であり、かつ、その者から保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、当該保険料の納付義務者の申請により、その保険料を減額し、又は免除することができる。 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号 (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 減免を受けようとする理由 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 71

担当部署: 高齢者福祉課

処分の概要	基準該当居宅サービス事業者の登録
例 規 名 根 拠 条 項	旭市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者に関する規則 第2条第1項
例 規 番 号	平成17年規則第80号
【基準】 第2条の規定による。 (基準該当居宅サービス事業者に対する特例居宅介護サービス費等の支給) 第2条 法第42条第1項第2号に係る特例居宅介護サービス費又は法第54条第1項第2号に係る特例介護予防サービス費(以下「特例居宅介護サービス費等」という。)の支給ができるのは、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者(以下「居宅要介護等被保険者」という。)が、基準該当居宅サービスの事業を行う者として市に登録されたもの(以下「基準該当居宅サービス事業者」という。)により基準該当居宅サービスの提供を受けた場合とする。 2 特例居宅介護サービス費等の額は、当該基準該当居宅サービスについて法第41条第4項各号又は法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当居宅サービスに要した費用(基準該当通所介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準省令」という。)第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。)に要した費用については、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第61条第1号イからハまで又は第84条第1号イからハまでに該当する経費を除く。)の額を超えるとときは、当該現に基準該当居宅サービスに要した費用の額とする。以下第10項において「特例居宅介護サービス費等基準額」という。)の100分の90に相当する額とする。ただし、法第9条第1号に規定する第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要介護等被保険者については、法第49条の2第1項及び法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては100分の80に、法第49条の2第2項及び法第59条の2第2項の規定が適用される場合にあっては100分の70に相当する額とする。 3 第1項の登録は、基準該当居宅サービス事業を行う者の申請により、基準該当居宅サービスの種類に係る基準該当居宅サービスの事業を行う事業所(以下「基準該当居宅サービス事業所」という。)ごとに行う。 4 あらかじめ旭市特例居宅介護サービス費等(特例居宅介護サービス計画費等)の代理受領に係る申出書(第1号様式)を提出している基準該当居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要介護等被保険者が、当該基準該当居宅サービス事業者から基準該当居宅サービスを受けたときは、当該居宅要介護等被保険者の委任に基づき、当該居宅要介護等被保険者が支払うべき当該基準該当居宅サービスに要した費用について、特例居宅介護サービス費等として当該居宅要介護等被保険者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅要介護等被保険者に代わり、支払を受けることができる。 (1) 当該居宅要介護等被保険者が法第46条第4項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービスが当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。 (2) 当該居宅要介護等被保険者が基準該当居宅介護支援を受けることにつき、あらかじめ市に届け出ている場合であって、当該基準該当居宅サービスが当該基準該当居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。 (3) 当該居宅要介護等被保険者が、当該基準該当居宅サービスを含む基準該当居宅サービスの利用に係る計画をあらかじめ市に届け出ているとき。 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護等被保険者に対し特例居宅介護サービス費等の支給があったものとみなす。 6 基準該当居宅サービス事業者は、基準該当居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護等被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。	

- 7 前項の領収証においては、基準該当居宅サービスについて、居宅要介護等被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅介護サービス費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 8 基準該当居宅サービス事業者は、特例居宅介護サービス費等の支払に関して、法第41条第4項各号又は法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準及び居宅サービス基準省令（基準該当居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査を受けるものとする。
- 9 市は、基準該当居宅サービス事業者からの請求に対する審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する。
- 10 基準該当居宅サービス事業者は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。）の例により、特例居宅介護サービス費等の請求を行うものとする。
- 11 基準該当居宅サービス事業者は、前項の請求に併せて、第4項に定める居宅要介護等被保険者の委任を受けていることについて、介護保険特例居宅介護（支援）サービス費支給申請書（介護保険特例居宅介護（支援）サービス計画費支給申請書）（第2号様式）を連合会に提出し、当該請求の内容について、基準該当居宅サービス費（基準該当居宅サービス計画費）実績報告書（第3号様式）を市長に提出するものとする。
- 12 基準該当居宅サービス事業者は、その提供した基準該当居宅サービスについて、第4項の規定により、当該サービスの利用者たる居宅要介護等被保険者に代わって特例居宅介護サービス費等の支払を受ける場合は、当該サービスを提供した際に、当該居宅要介護等被保険者から利用料の一部として、特例居宅介護サービス費等基準額から当該基準該当居宅サービス事業者を支払われる特例居宅介護サービス費等の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。
- 13 法第50条又は第60条の規定により市長が基準該当居宅サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要介護等被保険者について、第2項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」、「100分の80」又は「100分の70」とあるのは「100分の100」とし、法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた居宅要介護等被保険者について、第2項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」又は「100分の80」とあるのは「100分の70」と、「100分の70」とあるのは「100分の60」とする。

標準処理期間	60日		
備考	関連法令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 72

担当部署: 高齢者福祉課

処分の概要	基準該当居宅介護支援事業者の登録		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者に関する規則 第3条第1項		
例 規 番 号	平成17年規則第80号		
【基準】 第3条の規定による。 (基準該当居宅介護支援事業者に対する特例居宅介護サービス計画費等の支給) 第3条 法第47条第1項第1号に係る特例居宅介護サービス計画費又は第59条第1項第1号に係る特例居宅支援サービス計画費(以下「特例居宅介護サービス計画費等」という。)の支給ができるのは、居宅要介護等被保険者が、基準該当居宅介護支援の事業を行う者として市に登録されたもの(以下「基準該当居宅介護支援事業者」という。)により基準該当居宅介護支援の提供を受けた場合とする。 2 特例居宅介護サービス計画費等の額は、当該基準該当居宅介護支援について法第46条第2項又は法第59条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅介護支援に要した費用の額とする。)とする。 3 第1項の登録は、基準該当居宅介護支援事業を行う者の申請により、基準該当居宅介護支援を行う事業所(以下「基準該当居宅介護支援事業所」という。)ごとに行う。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日